様式１（行政手続法適用：個票番号809）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年１０月１日作成

処　分　名		行政財産の目的外使用許可
根拠法令名		地方自治法（昭和22年法律第67号）
根拠条項		第238条の4第7項
根拠条文		行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
審査基準の内容		(1)　職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店、その他厚生施設の用に供する場合 (2)　学術調査、研究、その他の公共目的のため、講演会又は研究会の用に短期間供する場合 (3)　国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合 (4)　災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合 (5)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合
標準処理期間	総期間	１０日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経由機関	日（機関名：　　）
	協議機関	日（機関名：　　）
	処分機関	１０日（機関名：総合政策課契約管財係）
所管部署		総合政策課契約管財係
備　考		